



道民のみなさまへ 平成20年度から

新しい健診制度が はじまります



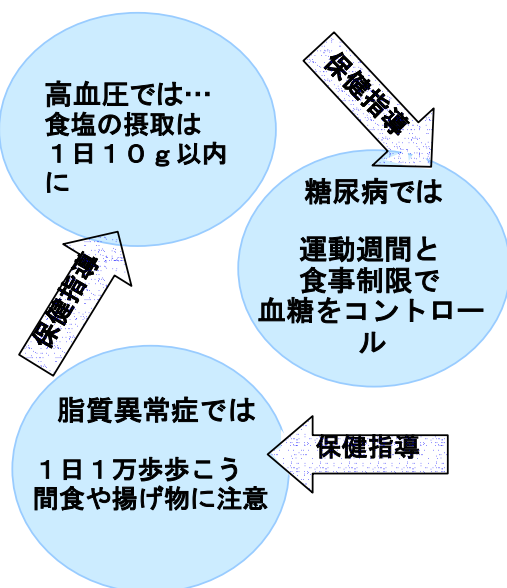
メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導に！

今までの健診では、個別の病気の早期発見・治療を目的とし、健診後「精密検診」や「治療」が必要な方への受診のすすめや高血圧・糖尿病などの病気ごとの生活指導が中心でした。

これからの特定健康診査・特定保健指導では、健診によって「メタボリックシンドローム該当者」や「予備群」の方を見つけ出し、生活習慣の改善と予防に向けた支援、すなわち「保健指導」に重点がおかれることとなります。

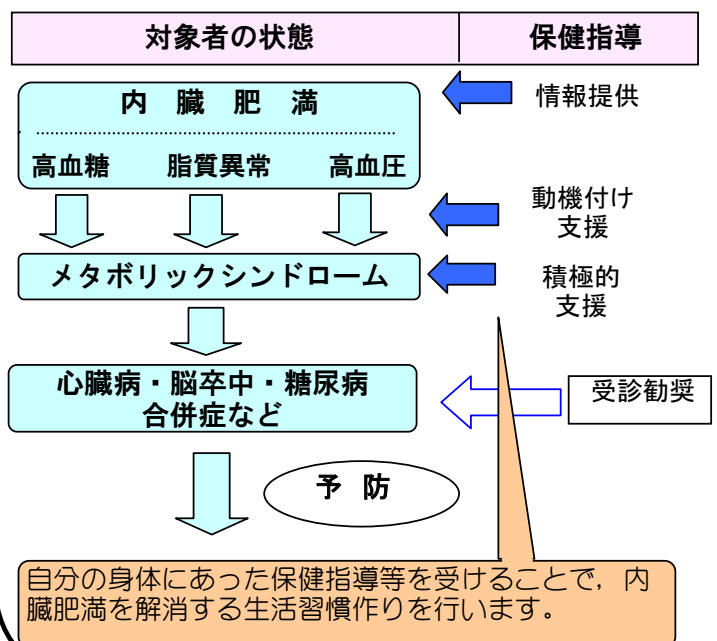
これまでの健診と保健指導は？

●健診で個々の病気を発見し、病気別に保健指導を行う



これからの健診と保健指導は？

- 健診でメタボリックシンドロームに着目し動脈硬化性の変化を調べる
- 病気になる前の軽度の段階から自分の身体の状態を知る



1

40歳～74歳の方は、加入している医療保険者が行う健診・保健指導を受けることになります。

対象者

40歳～74歳の医療保険加入者（家族を含む）

実施主体

医療保険者
（健康保険組合、政府管掌健康保険、共済組合、市町村国民健康保険、国民健康保険組合など）



これからの健診は加入している医療保険により変わります。

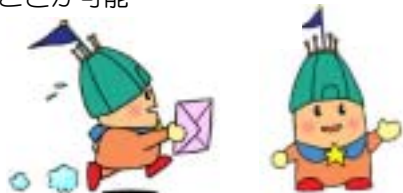
- （1）国民健康保険加入の方は、これまでどおり市町村が行う健診を受けられます。
- （2）お勤めの方は、これまでどおり事業所で行う健診を受けられますが、健診のデータは、事業所から医療保険者に提供されます。
- （3）お勤め方のご家族（被扶養者）は、勤めている方が加入している医療保険者が行う健診を受けることになります。

※健診場所等のくわしい内容については、加入している医療保険者へ、政府管掌健康保険加入者は、お勤めの事業所にお問い合わせ下さい。

2

健診・保健指導を医療保険者が行うことで、継続した健康管理ができます。

- 健診結果のデータは原則として医療保険者が保管
- 健診結果の用紙を統一
- 医療保険者が変わった場合、加入者本人の希望により健診データを次の保険者に移すことが可能



健診結果のデータは原則として医療保険者が保管します。健診後に行われる生活習慣改善のための保健指導も過去のデータを踏まえ、継続した健康管理が可能になります。

さらに、健診項目やみなさまに手渡される健診結果の様式も統一され、転職・転居などで加入する医療保険が変わったときでも健診結果の経過を継続して見られます。

また、本人の希望により、健診データを前の保険者から次の保険者に移してもらえます。

3

メタボリックシンドロームを見つける新たな健診項目になります。

【必須項目】

- 質問票（服薬歴・喫煙歴等）
- 身体計測（身長・体重・BMI・腹囲）
- 理学的検査（身体診察）
- 血圧測定
- 検尿（尿糖・尿蛋白）
- 血液検査
 - 脂質検査（中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール）
 - 血糖検査（空腹時血糖又はHbA1c）
 - 肝機能検査（GOT・GPT・ γ -GTP）



kg

【詳細な健診の項目】

- 心電図
 - 眼底検査
 - 貧血検査（赤血球数・血色素量・ヘマトクリット値）
- ④ 一定の基準があります。医師が必要と認めた場合に実施します。